

建築基準法（以下「法」という。）第 76 条の 3 第 2 項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、同条第 4 項の規定において準用する法第 73 条第 1 項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第 2 項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第 76 条の 3 第 4 項の規定において準用する法第 73 条第 3 項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の縦覧に供します。

平成 18 年 5 月 2 日

京都市長 榊本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

京都市伏見区桃山町伊庭 30 番地 1

睦備建設株式会社 代表取締役 高安伸

2 建築協定の名称

京都市伏見区醍醐夢ヶ丘地区建築協定

3 建築協定区域

京都市伏見区醍醐西大路町 128 番地及び醍醐中山町 46 番地の 10

4 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、構造、用途、形態及びその他の事項

5 建築協定の期間

10 年間

6 認可年月日及び番号

平成 18 年 4 月 27 日第 13 - 001 号

(都市計画局建築指導部指導課)